

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づ く知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）	1
○中芸広域連合の規約の変更の許可（市町村振興課）	1
○道路の区域決定（3件）（道路課）	1
○道路の区域変更（〃）	1
○道路の供用開始（〃）	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（2・14揭示）	2

告 示

高知県告示第87号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 委任する事務
国際的な視野を有し、未来の社会を担うグローバル人材の育成を目的とした高校生の海外研修を支援するための基金事業に関する事務
- 委任の相手方
高知県教育委員会
- 委任する年月日
令和7年2月18日

高知県告示第88号
中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和7年2月3日付けで許可した。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。
その関係図面は、令和7年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 194号
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町枝川字棕2265番14から 吾川郡いの町字羽根3042番1 まで	8.3 }\ 49.4	4,127

高知県告示第90号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。
その関係図面は、令和7年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 土佐伊野
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番5地先から 吾川郡いの町字羽根3042番1 地先まで	8.0 }\ 26.0	607

高知県告示第91号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。
その関係図面は、令和7年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道

- 路線名 庄田伊野
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町波川字シヤリコウ385番2から 吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番5地先まで	11.0 }\ 34.8	582

高知県告示第92号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 久礼田笠ノ川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
南国市国分字前ノ門1007番1	前	3.0	10
	後	3.4	10

高知県告示第93号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和7年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年2月18日
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 久礼田笠ノ川
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
南国市国分字前ノ門1007番1	10	令和7年2月18日

高知県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成23年10月高知県告示第691号高知広域都市計画道路事業（3・3・11号南国駅前線）
- 3 事業施行期間
平成23年10月21日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第5号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年2月14日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

2 老人ホームの表中

「	
社会福祉法人ふるさと会特別養護老人ホームあおばの森	高知市横浜20番1
」	
を	
「	
社会福祉法人ふるさと会特別養護老人ホームあおばの森	高知市横浜20番1
社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会有料老人ホーム千金の一日	高知市一宮東町五丁目1番15号
社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会有料老人ホーム馴染み横丁	高知市一宮西町三丁目31番25号
」	

に改める。